

# 木津川市避難勧告等の 判断・伝達マニュアル（案）

水害編（対象河川：木津川）

## 職員用説明資料

1. 木津川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）	1
2. 木津川市内を流れる河川の特性等	2
3. 警戒すべき区間と特に注意を要する区間	3
4. 避難を要する区域	4
5. 避難勧告等の発令の判断基準	6
6. 避難勧告等の伝達体制・伝達方法	11
7. 避難勧告等の伝達手段	12
8. 避難すべき区域の考え方（マニュアルより抜粋）	13

# 1.木津川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）

## 本マニュアルの対象とする災害

本資料は、**淀川水系木津川（直轄河川）**が破堤・越水氾濫等による甚大な被害が発生することに備え、適切なタイミングで住民等へ避難勧告等が発令できるよう、避難すべき区域や避難勧告等の発令に伴う判断基準、住民への伝達方法等について「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）**」として整理したものです。

なお、本マニュアルで設定した避難すべき区域とは、淀川水系木津川および京都府管理河川が氾濫した場合の想定浸水域範囲を示します。

## 避難勧告等の発令状況と住民に求める行動

### ① 避難準備情報

#### 《発令時の状況》

要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

#### 《住民に求める行動》

- 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）
- 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

### ② 避難勧告

#### 《発令時の状況》

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

#### 《住民に求める行動》

通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

### ③ 避難指示

#### 《発令時の状況》

- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- 人的被害の発生した状況

#### 《住民に求める行動》

- 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了
- 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施

## 2.木津川市内を流れる河川の特性等

### 木津川市内を流れる河川の特性

#### 《淀川水系木津川》

淀川水系木津川は広範囲な流域となっており、京都府内に降った雨だけではなく三重県内に降った雨や高山ダム、布目ダム等からの放流水も流れてきます。そのため、三重県内に雨が降った後、数時間後に木津川の水位が上昇することもあり、木津川市内に降雨が観測されていなくても、その後の警戒が必要となります。そのため、高山ダム等の放流量も常に把握しておく必要があります。

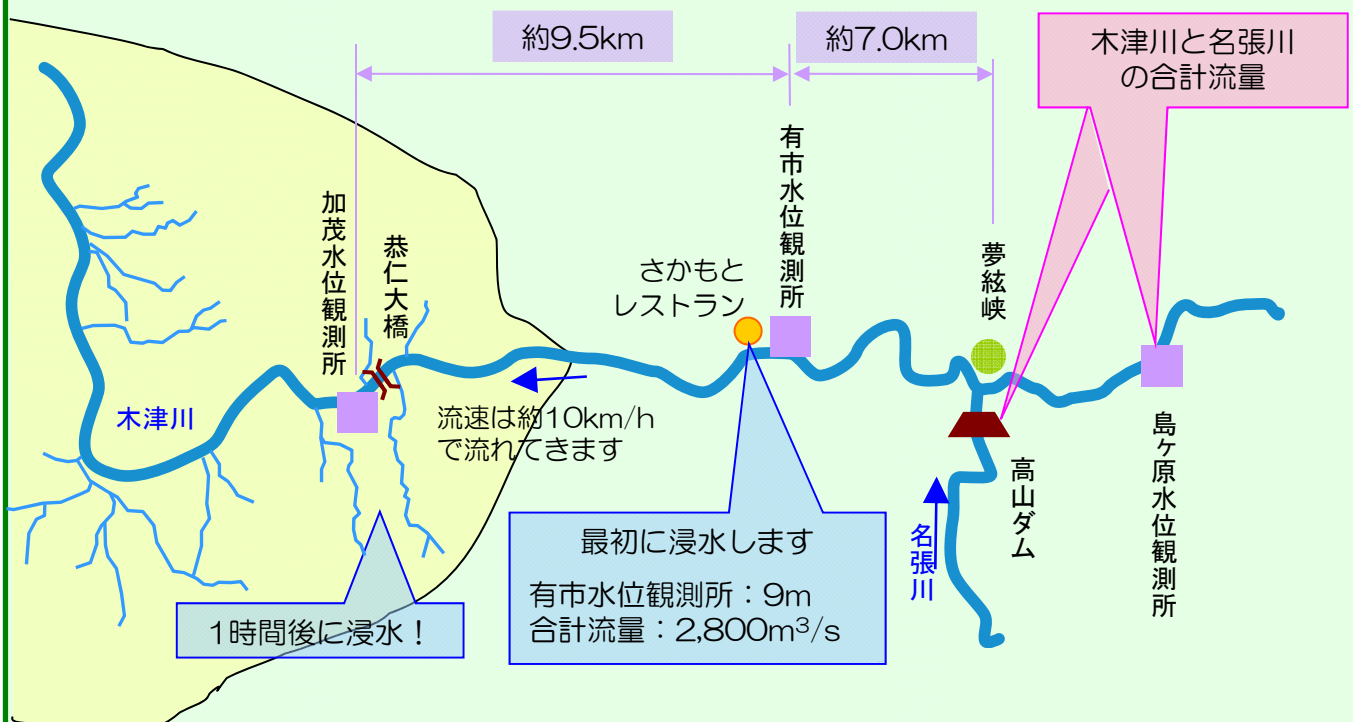
また、木津川堤防が破堤氾濫や溢水氾濫が発生した場合は、木津川市内の多くが浸水し、甚大な被害が発生するおそれがあります。

#### 《その他河川（京都府管理河川）》

木津川市内を流れる府管理河川等は、比較的流域が小さく、京都府内に降った雨が水路等を通じてすみやかに河川を流れるため水位の上昇は早いため、降雨の観測と同時に警戒が必要な場合が多い。

また、河川断面が小さいため、木津川へ続く樋門が閉鎖された場合や局地的豪雨等による氾濫被害が発生する頻度が高い。

#### 木津川上流域との位置関係



- 三重県伊賀市にある鳥ヶ原水位観測所を流れる流量と高山ダムからの放流量が、木津川と名張川の合計流量となります。
- 笠置町有市さかもとレストラン付近は、国道163号が最初に浸水する地点であり、その時の笠置町有市水位観測所水位が計9m、木津川、名張川合計流量が2,800m<sup>3</sup>/sとなります。
- 笠置町有市水位観測所から木津川市加茂水位観測所まで約9.5kmであり、約1時間後には到達します。

### 3.警戒すべき区間と特に注意を要する区間

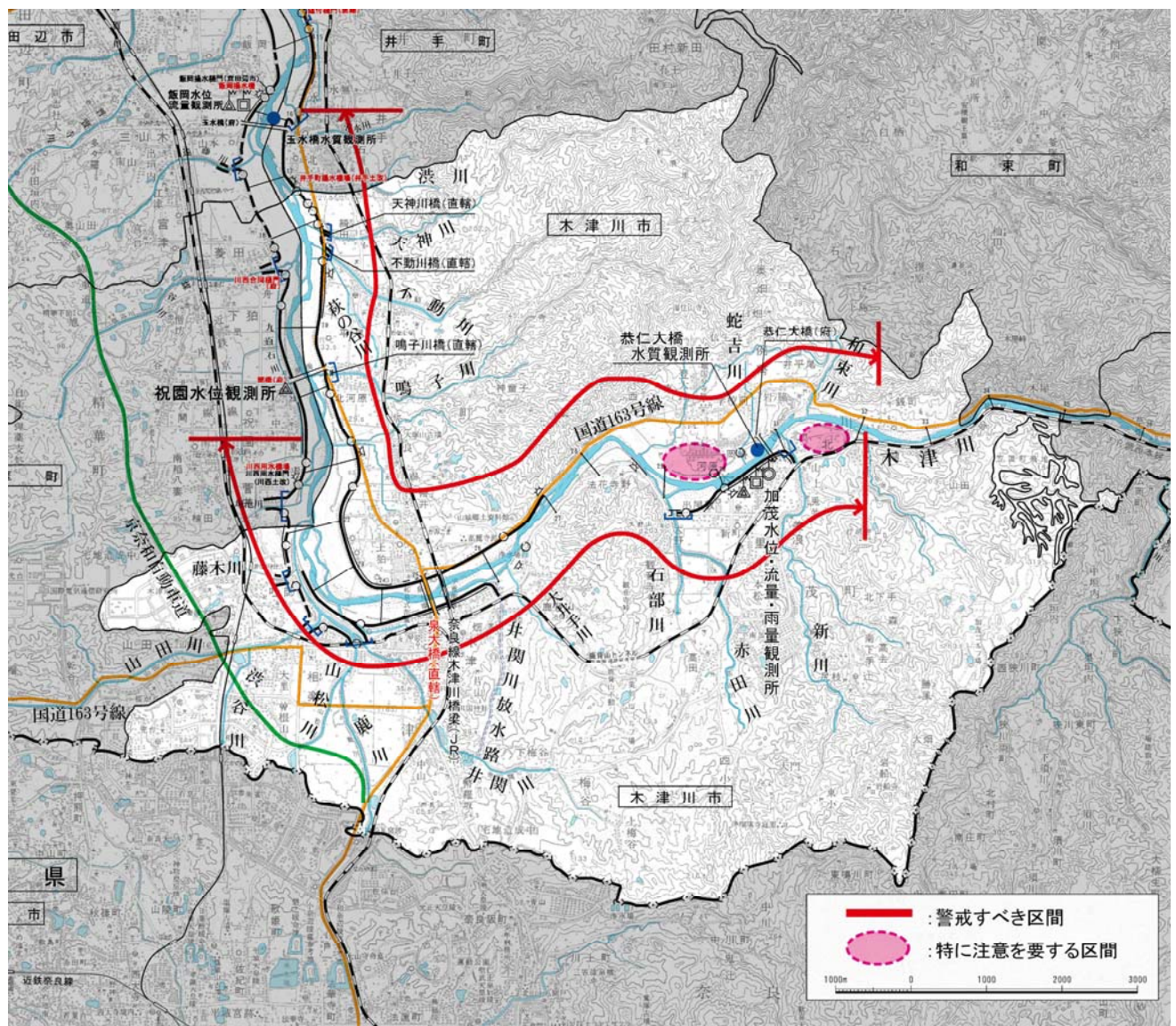
浸水想定区域図や過去の災害実績等を踏まえ、水害から警戒すべき区間・箇所（破堤が想定される箇所等）や、重要水防箇所として指定されている箇所から特に注意を要する区間を特定しておく必要があります。

#### 警戒すべき区間

木津川左岸：木津川市加茂町銭司から井手町井手  
木津川右岸：木津川市加茂町小谷から精華町祝園

#### 特に注意を要する区間

- ①：恭仁大橋下流1.5km付近右岸、浸水初期は水田地帯、その後河原地区方面が浸水する。
- ②：恭仁大橋上流1.0km付近左岸（加茂町東部地域小谷樋門付近）が低く、この地点より水があふれた時は新川右岸堤防とJR関西本線、木津川に囲まれた地域が浸水危険となる。

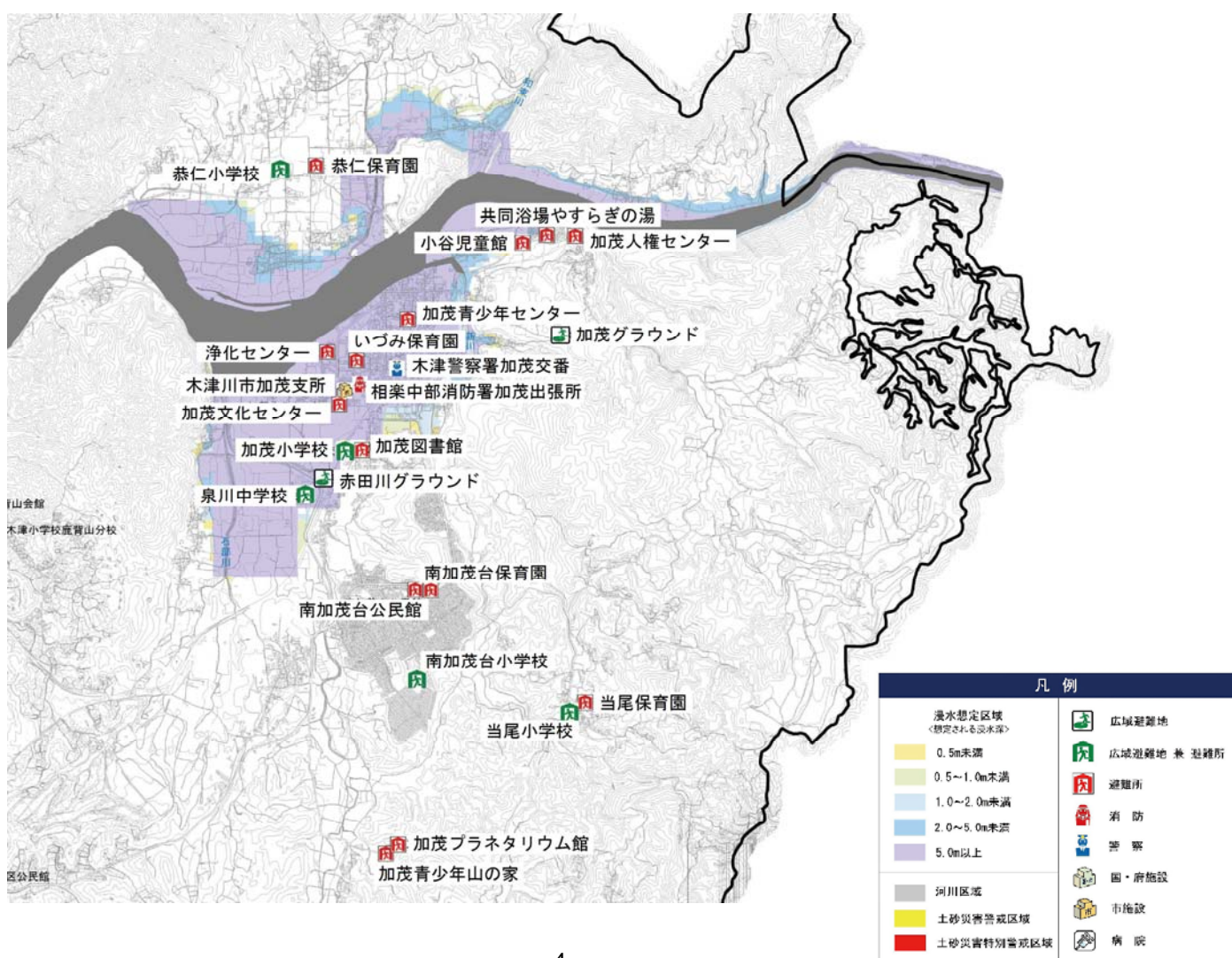


# 4.避難を要する区域（1/2）：加茂地域

過去の災害の実績や被害想定などを踏まえ、避難を要する区域を事前に特定しておく必要があります。加茂地区は木津川からの越水氾濫と府管理河川の決壊による浸水範囲から区域を特定しました。木津、山城地区は木津川の破堤氾濫と府管理河川の決壊による浸水範囲から区域を特定しました。

## 加茂地域

避難区域	対象地域	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度 以上	瓶原（岡崎）	床上浸水	
想定浸水深 2m以上	加茂西部（観音寺）、 瓶原（河原）、加茂東 部（銭司）	平屋水没	
想定浸水深 5m程度以 上	里二本松（里）、加茂 西部（大野）、加茂駅 東、船屋、新町、加茂 東部（北、小谷）、瓶 原（井平尾）	2階まで水没	加茂支所 泉川中学校 加茂文化センター、加茂青少年 センター、いづみ保育園、浄化 センター、赤田川グラウンド

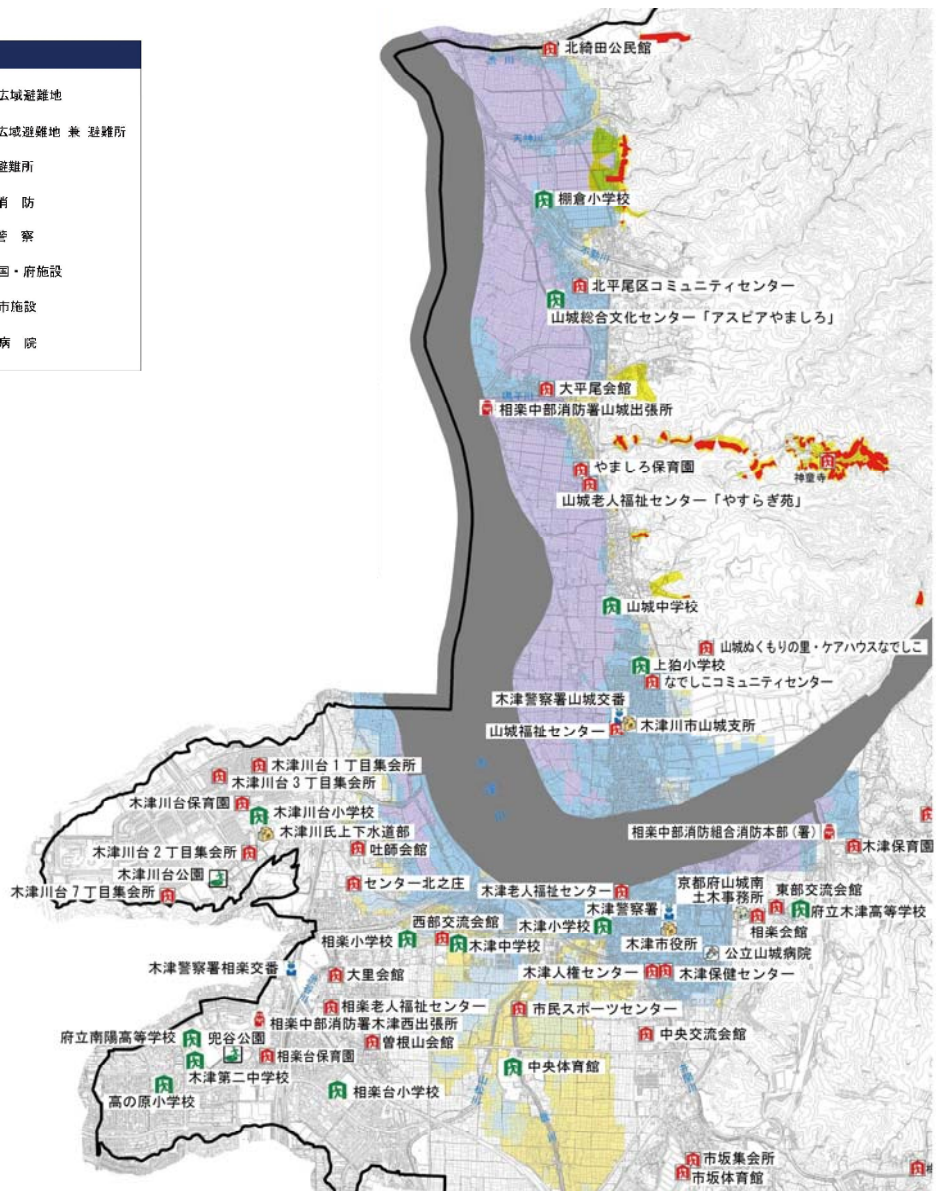


# 4.避難を要する区域（2/2）：木津、山城地域

## 木津・山城地域

避難区域	対象地域	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度 以上	高麗（椿井）、北之庄	床上浸水	上粕小学校、相楽小学校
想定浸水深 2m以上	綺田、北平尾、南平尾、 上粕南部、上粕北部、木 津町、木津、本町西、本 町東、下川原、吐師	平屋水没	木津小学校 公立山城病院 木津保健センター、木津老人福 祉センター、木津人権センター 山城支所 山城中学校、棚倉小学校 山城福祉センター、北平尾区コ ミュニティーセンター、大平尾 会館、なでしこコミュニティー センター
想定浸水深 5m程度以 上	高麗（北河原、北代）、 宮ノ裏	2階まで水没	アスパアやましろ、やすらぎ 苑、やましろ保育園

凡例	
浸水想定区域 (想定される浸水深)	広域避難地
0.5m未満	広域避難地表 避難所
0.5~1.0m未満	避難所
1.0~2.0m未満	消防
2.0~5.0m未満	警察
5.0m以上	国・府施設
河川区域	市施設
土砂災害警戒区域	病院
土砂災害特別警戒区域	



# 5.避難勧告等の発令の判断基準（1/5）

避難勧告等は、重要な情報や広域的な状況を把握し、水位情報以外の様々な情報なども勘案しながら総合的な判断で発令します。

また、加茂地域と木津・山城地域では氾濫形態が違うことも留意しておく必要があります。

## 運用にあたっての留意点

### 1. 情報交換の実施

重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行うこと。

情報の入手先：

★木津川はん濫警戒情報、木津川市地域のはん濫警戒情報、雨量情報

京都地方気象台

TEL：075-841-3006,3008

京都府衛星通信系防災情報システム衛星：7-717-8101、地上：8-717-8101

★木津川の水位、河川情報システム

淀川河川事務所

TEL072-843-2861

### 2. 広域的な状況把握に努める

想定を超える規模の災害の発生や、想定外の事象が発生することも想定されることから、関係機関等と情報交換を密に行いつつ、木津川上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

### 3. 総合的な判断にて発令

堤防の異常等、視察等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

### 4. 加茂地域の災害想定（越水氾濫）

加茂地域は堤防高の低い地域があり、越水氾濫を想定し避難勧告等を発令する水位を設定した。

### 5. 木津・山城地域の災害想定（破堤氾濫）

木津・山城地域は堤防高が全体に高いため、越水ではなく堤防破壊を想定し、H.W.L.（計画高水位）までに避難完了を想定して水位を設定した。

# 5.避難勧告等の発令の判断基準 (2/5)

避難勧告等の発令の基準となる加茂観測所の各水位を設定します。今後は、この水位への到達に加え、今後の気象予測、河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令することになります。

なお、「加茂地域」と「木津・山城地域」は、木津川からの氾濫形態が違うので、地域別に発令水位を設定しています。

## 水位設定の考え方

- 「避難勧告」を発令する水位は、危険水位換算水位から避難に要する時間（90分間）分の水位上昇量を差し引いた高さとしします。

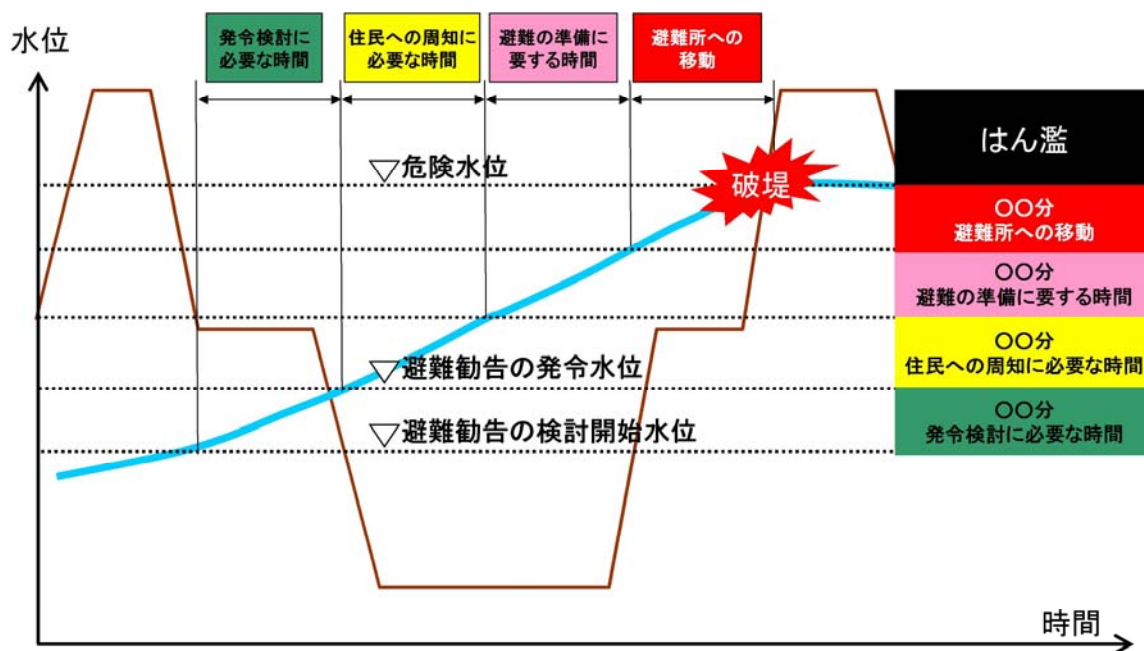
避難に要する時間＝住民への周知に必要な時間＋避難の準備時間＋避難所への移動時間

※1 住民への周知に必要な時間：30分と設定

※2 避難の準備時間：30分と設定

※3 避難所への移動時間：30分と設定

- 避難勧告を発令するにあたり、総合的な判断に要する時間が必要となるため、避難勧告等が発令する水位から避難勧告の発令検討に要する時間分の水位上昇量を差し引いた「避難勧告の発令検討開始水位」を設定します。 ※検討に必要な時間＝30分と設定

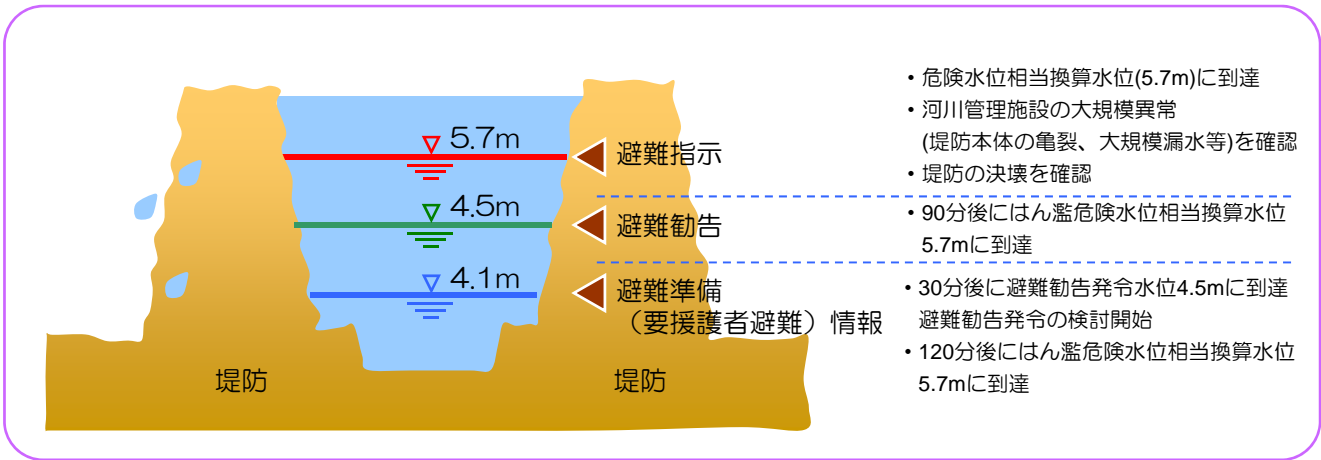




# 5.避難勧告等の発令の判断基準 (3/5)

## 加茂地区の避難勧告等の発令水位(越水氾濫)

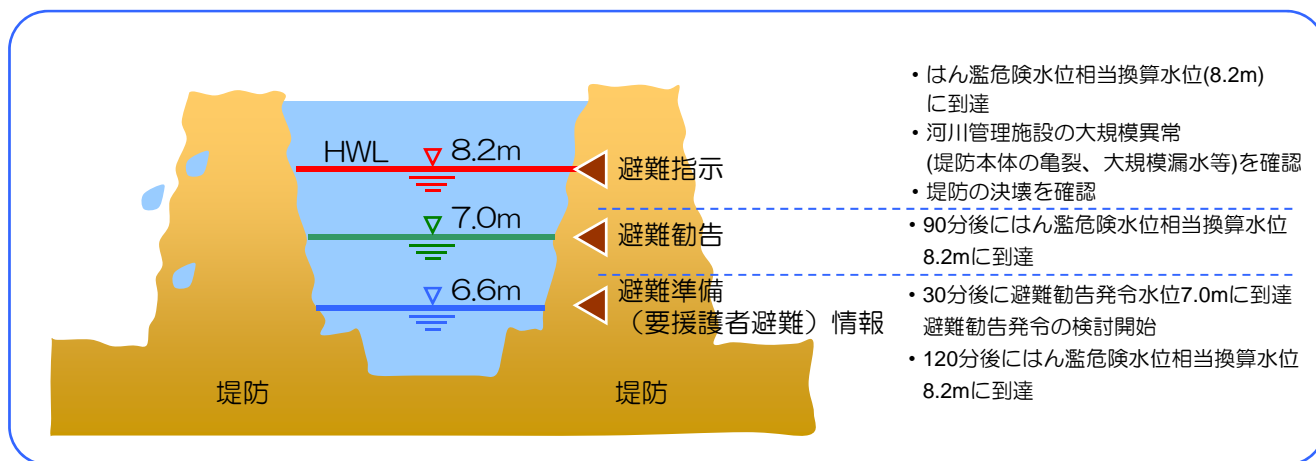
河川名	木津川（水位観測所：加茂水位観測所）	
対象地域	里二本松（里）、加茂西部（観音寺、大野）、新町、船屋、加茂駅東、加茂東部（北、小谷、銭司）、瓶原（井平尾、岡崎、河原）	
発令	水位 (m)	状況及び行動
避難準備（要援護者避難）情報	4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>30分後に避難勧告発令水位4.5mに到達 避難勧告発令の検討開始</li> <li>120分後にはん濫危険水位相当換算水位5.7mに到達</li> </ul>
避難勧告	4.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>90分後にはん濫危険水位相当換算水位5.7mに到達</li> </ul>
避難指示	5.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険水位相当換算水位（5.7m）に到達</li> <li>河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認</li> <li>堤防の決壊を確認</li> </ul>



# 5.避難勧告等の発令の判断基準（4/5）

## 木津・山城地域の避難勧告等の発令水位（破堤氾濫）

河川名	木津川（水位観測所：加茂水位観測所）	
対象地域	木津町、木津、本町西、本町東、下川原、宮ノ裏、北之庄、吐師、 綺田、北平尾、南平尾、高麗（北河原、椿井、北代）、上粕北部、上粕南部	
発令	水位 (m)	状況及び行動
避難準備（要 援護者避難） 情報	6.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>30分後に避難勧告発令水位7.0mに到達 避難勧告発令の検討開始</li> <li>120分後にはん濫危険水位相当換算水位8.2mに到達</li> </ul>
避難勧告	7.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>90分後にはん濫危険水位相当換算水位8.2mに到達</li> </ul>
避難指示	8.2 (HWL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>はん濫危険水位相当換算水位（8.2m）に到達</li> <li>河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認</li> <li>堤防の決壊を確認</li> </ul>



# 5.避難勧告等の発令の判断基準 (5/5)

木津川堤防の破堤・越水氾濫に対する避難勧告等は、木津川左右岸の区間ごとに発令します。ただし、想定外の状況も起こることが考えられるため、事態の進行に応じて判断することが必要です。

## 避難勧告等の発令地域

対象河川：木津川（水位観測所：加茂水位観測所）

対象事象：水位の上昇、各区間の堤防・施設等において漏水・亀裂等を確認

対象地域	木津川左岸				
	精華町 ～ 木津合同樋門	木津合同樋門 ～ 国道24号	国道24号 ～ 鹿背山	赤田川合流点 ～ 新川合流点	新川合流点 ～ 小谷樋門
吐 師	○				
北之庄	○				
下川原		○			
木津町		○			
本町西		○			
本町東		○			
木 津		○			
宮ノ裏			○		
鹿背山			○		
里二本松（里）				○	
加茂西部（観音寺、大野）				○	
新 町				○	
船 屋				○	
加茂駅東				○	
加茂東部（北、小谷）					○

対象地域	木津川右岸			
	井手町 ～ 鳴子川合流点	鳴子川合流点 ～ 山城町上粕	加茂町西 ～ 恭仁大橋	加茂町井平尾 ～ 銭司
綺 田	○			
北平尾	○			
南平尾	○			
高麗（北河原、椿井）		○		
上粕北部		○		
上粕南部		○		
瓶原（河原）			○	
瓶原（井平尾、岡崎）				○
加茂東部（銭司）				○

# 6.避難勧告等の伝達体制・伝達方法

避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけられるよう、発令する情報ごとに発令文を以下のとおり定めています。

## 避難勧告等の伝達内容

### 【避難準備情報】

こちらは木津川市です<sup>(2)</sup>。先ほど、〇時〇分<sup>(1)</sup>に〇〇地区<sup>(3)</sup>に対して避難準備情報<sup>(6)</sup>を出しました。お年寄りの方や体の不自由な方など避難に時間がかかる方<sup>(3)</sup>は、直ちに<sup>(7)</sup>お近くの避難所（又は〇〇方面の高台）<sup>(8)</sup>へ避難を開始してください<sup>(7)</sup>。その他の方<sup>(3)</sup>も避難の準備を始めてください。昨夜からの大雨により、早ければ2時間後には木津川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあり<sup>(5)</sup>、大変危険な状況です<sup>(4)</sup>。できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください<sup>(10)</sup>。

### 【避難勧告】

こちらは木津川市です<sup>(2)</sup>。先ほど、〇時〇分<sup>(1)</sup>に〇〇地区<sup>(3)</sup>に対して避難勧告<sup>(6)</sup>を出しました。直ちに<sup>(7)</sup>お近くの避難所（又は〇〇方面の高台）<sup>(8)</sup>へ避難を開始してください<sup>(7)</sup>。なお、浸水により〇〇道（〇〇方面）は通行できません<sup>(9)</sup>。昨夜からの大雨により、早ければ〇〇時間後には木津川の水位がはん濫危険水位に達するおそれがあり<sup>(5)</sup>、堤防が決壊した場合、家屋が浸水するおそれがあります<sup>(4)</sup>。できるだけ近所の方にも声をかけ、一緒に避難してください<sup>(10)</sup>。

### 【避難指示】

こちらは木津川市です<sup>(2)</sup>。先ほど、〇時〇分<sup>(1)</sup>に〇〇地区<sup>(3)</sup>に対して避難指示を出しました<sup>(6)</sup>。木津川の〇〇付近の堤防が決壊して（〇〇川がはん濫危険水位を突破して）<sup>(5)</sup>大変危険な状況です<sup>(4)</sup>。避難中の方<sup>(3)</sup>は直ちに<sup>(7)</sup>お近くの避難所（又は〇〇方面の高台）<sup>(8)</sup>への避難を完了してください<sup>(7)</sup>。十分な時間がない方<sup>(3)</sup>は近くの高い建物の上層階に<sup>(8)</sup>避難してください<sup>(10)</sup>。なお、浸水により〇〇道（〇〇方面）は通行できません<sup>(9)</sup>。

## 凡例

- |                                |                         |               |
|--------------------------------|-------------------------|---------------|
| (1) 発令日時                       | (2) 発令者                 | (3) 対象地域及び対象者 |
| (4) 避難すべき理由                    | (5) 危険の度合い              |               |
| (6) 避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、避難指示   |                         |               |
| (7) 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期） |                         |               |
| (8) 避難場所                       | (9) 避難の経路（あるいは通行できない経路） |               |
| (10) 住民のとるべき行動や注意事項            | (11) 本件担当者、連絡先          |               |

# 7.避難勧告等の伝達手段

住民、防災関係機関、要援護者施設、市機関には、下記的手段で避難勧告等を伝達しますので、伝達先や伝達体制について事前に把握しておく必要があります。

## 避難勧告等の伝達先と伝達手段等

対象	伝達先	連絡番号	伝達者	伝達手段
住民	①地域住民	<b>《デジタル》</b> ②⑤京都府防災無線専用FAX KCN京都緊急情報発信システム  <b>《アナログ》</b> ②③自治会長、消防団の名簿は別紙(個人情報のため、表示不可)	<b>《デジタル》</b> ①②⑤総務・調整部総括班 ③山城支所山城総務班 ④総務・調整部情報班  <b>《アナログ》</b> ①総務・調整部情報班 ②総務部総務班 ③消防部消防班	<b>《デジタル》</b> ①緊急速報メール ②NHKのデジタル放送のテロップ ③防災行政無線 ④市のホームページ ⑤データ放送 <b>《アナログ》</b> ①広報車 ②自治会による呼びかけ ③水防団による呼びかけ、サイレン
	②地域長(32地域) 自主防災会(25団体)	地域長、自主防災会長、消防団の名簿は別紙(個人情報のため、表示不可)	総務・調整部総務班	《デジタル》

対象	伝達先	連絡番号	伝達者	伝達手段
防災関係機関	①京都府危機管理・防災課 ②京都府山城広域振興局 ③京都府山城広域振興局木津地域総務室 ④NHK京都放送局 ⑤KBS京都 ⑥エフエム京都 ⑦相楽中部消防組合消防本部 ⑧京都府津警察署	① 075-41-4475 8-700-4475 ② 0774-21-2101 衛星7-750-8101 地上8-750-8101 ③ 0774-72-0051 衛星7-770-8101 地上8-770-8101 ④ 8-718-8101 (Fax8-718-8100) ⑤ 8-719-8101 (Fax8-719-8100) ⑥ 8-724-8101 (Fax8-724-8100) ⑦ 0774-72-2119 ⑧ 0774-72-0110	総務・調整部総括班	《デジタル》・電話、FAX
要援護者施設	①木津川市社会福祉協議会	① 0774-71-9559	保健福祉部高齢介護班	《デジタル》・電話、FAX
市機関	①災害対策本部配置要員 ②広域避難所施設	名簿は別紙(個人情報のため、表示不可)	総務・調整部総括班 保健福祉部国保医療班 教育部学校教育班 教育部社会教育班	《デジタル》・電話、FAX、メール

# 8.避難すべき区域の考え方（マニュアルより抜粋）

## 避難すべき区域の考え方

避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は、木津川や京都府管理河川の破堤・越水氾濫による想定浸水深をもとに定めているが、運用にあたっては以下の事項を確認する必要があります。

### 1. 情報交換の実施

重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。※連絡先は、本資料のP.6を参照

### 2. 避難勧告等の発令区域を適切に判断する

「避難すべき区域」は、過去の災害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

### 3. 浸水想定区域図の想定浸水深の考え方

区域特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

### 4. 多様な浸水を考慮

木津川だけではなく、府管理河川、内水による浸水を考慮し、それぞれの想定される浸水範囲を浸水深の最大包絡で考慮する。